

令和8年2月10日

【職員の処分についての問い合わせ】

島根県教育庁総務課	課長 瀧 恵美
	課長補佐 山崎 明
	電話番号 0852-22-5407
島根県総務部人事課	課長 飯塚 修司
	課長補佐 川島 輝紀
	電話番号 0852-22-6125

【交付金事務についての問い合わせ】

島根県教育庁教育連携推進課	課長 土江 素子
	課長補佐 木戸 しづか
	電話番号 0852-22-5738

不適切な事務処理に伴う職員の処分について

のことについて、下記のとおり処分を行ったので、その概要を公表する。

記

1 事案の概要

国の地方創生推進交付金（デジタル田園都市国家構想交付金）を活用した県事業である教育魅力化人づくり推進事業交付金（以下「高校魅力化交付金」）を交付していた全ての高校魅力化コンソーシアム（以下「コンソーシアム」）30団体に対して、県教育委員会が令和2年度から令和6年度までの会計処理状況を調査した結果、県立高校が会計処理を委任されていた2つのコンソーシアムにおいて、不適切な事務処理が行われていることを把握した。

※ コンソーシアムとは、魅力ある学校・地域づくりに取り組むために学校と地域で設置する共同組織体（任意団体）。

2 不適切な事務処理の内容及び金額

(1) コンソーシアムAの会計処理委任先県立高校A

- 令和3年度以降、正当な手続をとらない出金や証拠書類の不備により、使途が特定できない支出を発生させるなど、不適切な事務処理が繰り返されていた。
- 不適切な事務処理が行われた交付金の額は、令和3年度から令和6年度までの交付金の合計額13,687,493円である。
- 横領については、認められなかった。

(2) コンソーシアムBの会計処理委任先県立高校B

- 令和5年度以降、当該年度中の支払を怠り2年を越える支払遅延を発生させた。
- 不適切な事務処理が行われた交付金の額は、令和5年度及び令和6年度の交付金のうちの翌年度以降の支払額2,724,561円。

3 処分対象者及び処分内容

(1) コンソーシアムAの会計処理委任先県立高校A

① 事務長（当時）

処分対象者		処分内容
現所属	総務部 地方機関	減給 10分の1 3月
階級	課長級	
年齢	57歳	
性別	男性	

② 校長（当時）

処分対象者 校長及び教育庁本庁課長級職員（元校長） 計2名
処分内容 訓告（文書）

(2) コンソーシアムBの会計処理委任先県立高校B

① 事務長（当時）

処分対象者		処分内容
現所属	県西部の県立学校	戒告
階級	課長級	
年齢	58歳	
性別	女性	

② 校長（当時）

処分対象者 教育機関課長級職員（元校長）
処分内容 訓告（文書）

4 処分理由

当該職員の行った行為は、県民の県行政に対する信用を損なう行為であり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法（昭和25年法律第261号）第33条に違反することから、同法第29条第1項各号に該当する。

5 発令日

令和8年2月10日

6 その他

- ・ 高校魅力化交付金の適正な取扱いについて、説明会を開催し、全てのコンソーシアムに対して説明した。
- ・ 県立学校で管理する公費以外の会計の適正な取扱いについて、全ての県立学校長に対し、改めて指導監督の徹底を図るよう文書通知を行った。
- ・ 服務規律の確保について、全ての所属長に対し、職員への周知徹底を図るよう文書通知を行った。